

第15回アート&クラフト・フェア ～出展・パフォーマンス参加者募集～

日 時：2013年3月9日（土曜日）午前10～午後4時
場 所：ホテルニッコーグアム “T A S I” ルーム
テーマ：日本人会40周年を記念して “40”
募集項目：日本の伝統工芸、作品の展示・販売
演舞、パフォーマンス、デモンストレーション
絵画の展示

ご参加締め切り：2013年1月31日

参加ご希望の方は日本人会事務局に設置しています申し込み用紙にご記入、お申し込みください。また電話でも受け付けております。ブースは申し込みいただいた方から優先的にブース位置をお選びいただけます。

第2回説明会を2月15日（金曜日）13：00から日本人会事務局会議室にて行います。

今年も日本の伝統的な文化体験をグアムの在住の皆様楽しんでいただく機会を提供できるイベントです。多くの

参加者で盛り上げていきたいと思っております。皆様にご協力お願い申し上げます。

また当日来場されるお客様へお配りするプログラムの広告主さまも募集しております。料金、スペースに関する詳細は日本人会事務局にお問い合わせください。



在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

- (1) 満20歳以上の日本国民であること。
- (2) 当総領事館の管轄区域（グアム島、北マリアナ諸島）内に引き続き3か月以上お住まいの方（※）。

※なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月経過時に改めて住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類

（申請者ご本人による申請の場合）

(1) 日本国旅券

旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

(2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

○申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方：住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの場合は不要です。

○申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方：

申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会

原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

(1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。

(2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館（領事班）

電話：646-1290 FAX：646-1490

メール：infocgj@ite.net

宮川氏から日本人学校への寄付に際し感じること

弊社SPE(Guam)inc.の宮川隆雄氏が11月12日に亡くなられ大阪、堺での家族葬の後、奥様、長女理絵さんが来島され、故宮川氏の遺志により、皆様への感謝の集いが11月28日に行われました。たくさんの方に来場を頂き献花とともに、香典に相当するお金を頂きました。そのお金は、本人の希望により奥様から日本人学校へ寄付されました。日本人社会の歩みを象徴する日本人学校に少しでも、役立てばという気持ちが察せられ、このような気持ちに支えられて学校が成り立ってきたのだと実感いたしました。

日本人学校の第一回卒業生の理絵さんも、施設が除々に整ってきた学校に20数年前を重ね合わせ感慨深げでした。今、まさに体育館がこれまでの寄付の成果として建ち上がろうとしています。日本人学校児童、生徒には、学校のいたるところに寄付をされた皆さんの“一生懸命勉強して、世界に羽ばたいてもらいたい”という、気持ちがこめられていることを感じて、社会の多様性を理解し、遅く育ち、勉学に励んでもらえれば寄付された方々にとって、この上ない喜びと思えます。

権田 正



左から宮川夫人、中村校長、本間校長、長女理絵さん、高木さん